

私たちのまち 雲南市のまちづくり基本条例

雲南市では、市民参加や行政運営のルールなどの基本的事項を定める条例を制定することにしました。基本条例の内容については、市民の皆さん12人による「まちづくり推進懇話会」で検討されており、その状況についてお知らせします。今回は、

1. 第3回まちづくり推進懇話会での主な意見
2. 今後の予定 をお知らせします。

4月25日(水)、3回目となるまちづくり推進懇話会が開催されました。当日は、今後のスケジュールの確認や、第2回会議に引き続き、協働のまちづくりへ向けた課題の抽出を行いました。

1、第3回まちづくり推進懇話会での主な意見

■ 会議の進め方について

委員の発言の機会を増やすために、最初のうちは、少人数に分かれて議論をしてはどうか。その方が緊張も少なく、より深い議論ができるのではないかと。

平成20年2月に市長へ提言ということであるが、できるだけ良い条例を策定しようと思うと、検討期間としては短いのではないかと。(市 今後の議論の進め方によっては、期間が延びることも想定している。)

■ 協働のまちづくりへ向けた課題の抽出

今回は、まちづくりを進める上で、現在自治会やコミュニティで起こっている課題について2班に分かれて議論しました。

① 地域で、具体的にどんなことが起こっているのか？

- 地域内での付き合いが少なくなってきた。
- 若者が地域から出て戻ってこない。
- 地域の行事に参加する人の固定化がある。
- 冠婚葬祭ができなくなってきている。
- 自治会・集落の規模に開きがある。
- 行政がしていたことを地域がする必要がでてきた。

② だから、どんなことが起きるのか？
もしくは、なぜ、それが起きたのか？
● 情報が正確に伝わらなくなる。
● 若者にとって受け入れ難いことがあるから。

● 後継者が不足しているから。
● これまでと同じやり方を変えられないから。
● 自治会やコミュニティへの負担が増加してきた。

③ それらを解決するために何をするか？

- 若者や女性の意見を取り入れる場をつくる。
- 一人一票制を設ける。
- 魅力のある地域であることを実感できる教育を考える。



● やり方の工夫(見直し)を自ら考える。
● 担い手の育成をする。
● 自分たちのことは自分たちでやるという意識を醸成し、規模の再編等について、行政ではなく、地域で考える。

2、今後の予定

まちづくり推進懇話会では、今後も引き続き、協働のまちづくりへ向けた課題の抽出を行うとともに、他市の基本条例の制定状況や成功事例などの研究を行い、9月を目途に条例に盛り込むべき項目(テーマ)について整理することとしています。

会議の内容は「市報うんなん」や「市ホームページ」で随時お知らせしておりますので、基本条例やまちづくりに関し、自由なご意見をお聞かせください。

なお、会議は公開しておりますので、傍聴を希望される方は、事前にご連絡ください。

政策企画部政策推進課
☎0854・40・1011

雲南市からのお知らせ

おめでとうございます

◎叙勲受章

- 瑞宝小綬章 防衛功勞により 内田精一さん(三刀屋町) 瑞宝双光章 郵政事業功勞により 鳥谷忠男さん(木次町) 消防功勞により 福岡國夫さん(木次町) 地方自治功勞により 宮崎節朗さん(三刀屋町) 旭日単光章 地方自治功勞により 故 藤原勝重さん(大東町) 叙勲の榮譽に対し、心から敬意と祝意を表します。

人権擁護委員の日

人権センター

☎0854・42・1767

人権擁護委員制度をご存知ですか。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重思想の啓発に努めています。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、地域住民

の中にあつて国民の基本的人権を擁護する人権擁護委員制度が誕生しました。

雲南市長が推薦して、法務大臣が委嘱した市内の人権擁護委員は次のみなさんです。

大東町	蓮岡法暉
加茂町	太田多美子
木次町	内田慶子
三刀屋町	山根幹男
掛合町	陶山文江
吉田町	藤原豊善
	西村三千世
	藤飛昭憲
	佐野紀子
	吉長雅昭
	堀江光義

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ】

松江地方法務局雲南支局
☎0854・42・5210

社会を明るくする運動

人権センター

☎0854・42・1767

犯罪のない明るい社会を築くため、今年も全国一斉に社会を明るくする運動が展開されます。

期間は7月1日～7月31日です。

この一環として実施する「愛の図書募金」活動にご協力をお願いします。

- 大仁地区更生保護女性会 (代表 西原 倍子)
- 飯石地区更生保護女性会 (代表 小田 芳枝)

【問い合わせ】

島根県更生保護女性連盟
松江市向島町134-10
☎0852・213767

7月1日から 公共施設使用料の減免の取り扱いを変更

行財政改革推進課

☎0854・40・1024

市報うんなん3月号で、公共施設の使用料の見直しと減免規定の統一の考え方についてお知らせしましたが、使用料の減免については、平成19年7月1日の利用分から市内統一の新しい減免規定により取り扱うことになりました。

これまでの減免規定は合併前のままで、各町で異なる取り扱いであったため、公平性を確保するために減免規定を見直し、統一するものです。

この見直しにより、これまで減免扱いとされていた団体等であっても、7月1日以降は減免対象とならない場合もあります。趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

なお、具体的な施設ごとの使用料減免の取扱いや手続き等については、それぞれの施設へお問い合わせください。

広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。